宮 介 第 1 2 2 5 号 平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日

担 当 者 各位

介護保険課長 (公印省略)

宮崎市第1号事業指定申請等について(通知)

寒冷の候 本市の高齢者福祉施策及び介護保険制度の適切な運用にご尽力賜り、感謝申し上げます。

さて、標記について、平成30年3月をもって介護予防訪問・通所介護が廃止され、第1号訪問・通所事業へ移行致します。

つきましては、下記をご確認いただき、第1号事業の指定を予定している ものの申請を行っていない事業所については、指定申請の手続きを行っていた だきますようお願いいたします。

※既に指定申請済みの事業所、また第1号事業を実施しない事業所にも送付している場合がありますのでご了承下さい。

記

1. 第1号事業への移行について

第1号事業への移行にかかる留意事項について(別紙)をご確認頂き、指定申請を行っていただくようお願いします。

※30年4月以降に第1号事業指定申請を行った場合は下記のとおり、手数料が必要となりますのでご注意ください。

2. 手数料について

平成30年4月1日以降申請分より手数料が発生します。

手数料の名称	指定審査	指定更新審査
第1号事業者指定申請手数料	10,000円(1件につき)	5,000円(1件につき)

※平成29年度中に第1号事業所の申請をされた事業所は、手数料は不要です。

※次回更新(6年後)からは5,000円の手数料がかかります。

【文書取扱】

宮崎市福祉部介護保険課

電 話: 0985 (21) 1777 FAX: 0985 (31) 6337